

長 保 健 づ 号 外
平成 27 年 1 月 7 日

長崎市介護支援専門員連絡協議会 様

長崎市保健所長
早 田 篤
(公印省略)

難病の方への新たな医療費助成制度の周知について(お願い)

初春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市の保健行政につきましては、多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 1 日より「難病の方への新たな医療費助成制度」(難病の患者に対する医療等に関する法律)が始まりました。

この制度の主要な点は、

- 1 医療費助成の対象疾病(指定難病)が 110 疾患に拡大されました。(別紙記載)
- 2 新しく申請をされて認定を受けられた患者さんの自己負担が変わります。
◇医療費の自己負担割合が 3 割から 2 割になります。
◇所得に応じて医療保険の自己負担分について一部を公費で負担します。

この新たな医療費助成制度の対象となるのは、別紙記載の 110 疾患(指定難病)に該当される方で、①病状の程度が一定程度以上の方、もしくは②高額な医療を継続することが必要な方となります。

つきましては、貴事業所の対象者で 110 疾患(指定難病)に該当される方がいらっしゃいましたら、つぎの相談窓口をご周知いただきますようお願いいたします。

【相談窓口(お問い合わせ先)】

◆医療費助成制度の申請手続きについて

名称：長崎県国保・健康増進課 疾病対策班

住所：長崎市万才町 4-12 旧日本生命ビル 5 階

電話：095-895-2496 又は 095-824-1111(内線 2496、2497)

◆療養に関する相談について

名称：長崎市健康づくり課

又は 長崎市包括ケアまちなかラウンジ

住所：長崎市桜町 6 番 3 号

長崎市江戸町 6-5(江戸町センタービル 2 階)

電話：095-829-1154

095-893-6621

(発送元) 長崎市健康づくり課
担当 木村、山城
TEL 095-829-1154